



平成 25 年 8 月 9 日

各 位

本店所在地 東京都千代田区九段北 4 - 2 - 6  
会社名 レカム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博  
(コード番号：3323 東証ジャスダック)  
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理本部長  
川畑 大輔  
(TEL：03-5357-1411)  
(URL：<http://www.recomm.co.jp>)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）  
に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり資金の調達を目的として、当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリングとは、新株予約権を、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。本件では、株主の皆様へ割り当てられた新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。

一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行うことができなくなります。したがって、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。

本新株予約権に係る手続きにつきましては、本書及び本日公表しております「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）（<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）」をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本新株予約権無償割当ての概要

(1) 総株主通知請求日、株主確定日及び割当日

総株主通知請求日 平成 25 年 8 月 9 日（金）

株主確定日 平成 25 年 8 月 20 日（火）

※当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合でレカム株式会社第 10 回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

本新株予約権割当日 平成 25 年 8 月 21 日（水）

(2) 新株予約権の上場予定日及び上場廃止予定日

本新株予約権の上場予定日 平成 25 年 8 月 21 日（水）

本新株予約権の廃止予定日 平成 25 年 10 月 11 日（金）

(3) 発行新株予約権総数

発行する本新株予約権の総数 223,197 個

（そのうち、新たに発行する新株予約権 223,197 個）

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

本新株予約権の目的となる株式の種類 レカム株式会社普通株式

本新株予約権の目的となる株式の総数 223,197 株

※株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数であり、本新株予約権 1 個あたり、当社普通株式 1 株とします。

(5) 割当てを受ける株主の有する株式の種類

レカム株式会社普通株式

(6) 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額及び目的となる株式の数

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額 1,200 円

本新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権 1 個あたり、当社普通株式 1 株

(7) 引受証券会社又はその譲受人以外の新株予約権者が実質的に権利行使することができる期間及び会社法に基づいて定める当該新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 9 月 19 日 (木) から平成 25 年 10 月 18 日 (金) まで

※会社法に基づいて定める本新株予約権の行使期間は、上記のとおり平成 25 年 9 月 19 日 (木) から平成 25 年 10 月 18 日 (金) までですが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成 25 年 10 月 18 日 (金) までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されております（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 25 年 10 月 17 日 (木) の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）において完了されていることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

また、平成 25 年 9 月 26 日 (木) から平成 25 年 9 月 30 日 (月) までの間は、決算期末による振替機関の本新株予約権行使取次ぎ停止期間となっております。しかし、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローにつきましては上述と同様の取次ぎが行われることが想定されておりますので、各口座管理機関における本新株予約権行使請求の受付停止期間は、各口座管理機関にご確認下さい。

(8) 新株予約権の行使条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(9) 新株予約権の取得条項

本新株予約権には、取得条項は付されておられません。ただし、当社は新株予約権者との合

意のうえで任意に本新株予約権を取得することがあります。

(10) 新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。
- ② 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。

(11) その他投資判断上重要又は必要な事項

- ① 新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません。（会社法第 236 条第 1 項第 6 号に掲げる事項に該当しません。）
- ② 外国居住株主による本新株予約権の行使について  
本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の 7 営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。
- ③ その他
  - 1) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします。（自己株式による交付は予定しておりません。）
  - 2) 本書及び平成 25 年 8 月 9 日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任においてご判断ください。
  - 3) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※ 各株主様における本件手続きの詳細につきましては、平成 25 年 8 月 9 日付公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）をご参照下さい。

2. 本新株予約権無償割当ての理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

当社グループは、当連結会計年度を「成長戦略の再構築・実行」の一年と位置づけ、顧客基盤の拡大及び販売網の拡大に取り組んでまいりました。また、事業単位での採算性を追求していく中で、平成 25 年 1 月 8 日に発表の「子会社の事業内容見直しと特別損失の発生ならびに子会社役員の異動に関するお知らせ」のとおり、コールセンター事業は大幅に事業縮小し、平成 25 年 6 月 1 日からは従来の「純粋持株会社体制」からグループの売上高の 94%を構成する情報通信機器販売事業を営む連結子会社であるレカム株式会社と合併し、「事業持株会社体制」に移行するなど、事業の選択と集中を加速的に進めてまいりました。また、かねてより不採算事業であった情報通信機器製造事業についても、今回、下記「①事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」を決定したことにより、第 3 四半期において事業整理損失 36 百万円、繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額を 45 百万円計上したこと等により、四半期連結純損失が 190 百万円となり、平成 25 年 6 月 30 日時点において 20 百万円の債務超過に陥っております。

このような状況を踏まえ、当社としては、早期に債務超過の解消を図るとともに下記「①事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」に記載のとおり、グループの事業の選択と集中を更に進め、不採算事業である情報通信機器製造事業から撤退し、グループの中核事業である情報通信機器販売事業と成長ドライバーと位置づけている BPO 事業に経営資源を集中させることが、企業価値を高めるために必要だと判断いたしました。加えて、当社の企業価値向上のためには、情報通信機器販売事業における売上規模を拡大し、スケールメリットの享受や直間比率の改善による利益率向上を図ることが必要であると判断いたしました。

そこで、ライツ・オファリングによって資金を調達することにより、下記「①事業再編（情報通

信機器製造事業からの撤退)」を実現するとともに債務超過を解消し、同時に、下記「②システム投資」「③売上規模拡大のための営業社員増員」「④同業他社のM&Aや新規加盟店開発」を実施して事業規模の拡大と企業価値の向上を図ってまいります。

(注1) BPOとは、Business Process Outsourcingの略称で、BPO事業とは、グループ企業の内部管理業務の外部委託を受ける事業を意味しております。

#### ① 事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）

当社は、平成18年3月に情報通信機器製造事業を営む株式会社ケーイーエス（現株式会社アスモ）を傘下に収め、以降、情報通信機器ビジネスを製販一体になって推し進めてまいりました。しかしながら、情報通信機器製造事業については平成19年9月期の売上高5,355百万円をピークに事業規模の縮小が続き、平成24年9月期には売上高208百万円とピーク時から20分の1以下の水準にまで落ち込んでおります。この間、「工場閉鎖によるファブレス化」や「PHS事業の譲渡」、また、近年ではOEM商品を中心とした従来のビジネスモデルから、売上総利益率が高く、在庫リスクの少ない製造受託業務中心のビジネスモデルへと転換を図るなどの施策を講じてまいりました。しかし、新規製造受託業務の獲得に関しては低調な実績であり、自社ブランドIPビジネスホンの販売に関しても低迷が続いております。また、グループ内で製造事業を唯一営む連結子会社の株式会社アスモは、平成25年6月末日現在631百万円の債務超過の状況であり、また、これまでに開発製造資金として金融機関4行から借り入れた借入金の残高も、同日現在532百万円となっており、現在の事業の規模から考えますと過大であり、現状の株式会社アスモの財務状況では返済が難しいことから、実質的には当社が返済を行っているといった状況となっております。一方、情報通信機器販売事業においては、これまでに蓄積した顧客基盤を背景として安定的な収益こそ確保しておりますが、製造事業のマイナスが足枷となり、販売事業の売上規模拡大のための新規投資が思うように出来ない状況が続いております。そのような状況の中で、当社は、あらゆる角度から情報通信機器製造事業の方向性に関して検討してきた結果、不採算事業となっており、今後の改善の見通しも厳しいことから、製造事業からは速やかに撤退し、販売事業に経営リソースを集中させることが当社の企業価値ひいては株主価値を高めるうえで必要不可欠と判断いたしました。

今回の資金調達により得られる資金のうち100百万円（上記株式会社アスモの金融機関からの借入金の返済に75百万円、製造受託業務終結に伴う発注元への最終生産品の製造費用（製造委託先への外注加工費など）に14百万円、情報通信機器に組み込むソフトの開発業者への未払金の支払に11百万円）を情報通信機器製造事業からの撤退に伴う事業再編コストとして使用する予定であります。

なお、今回の資金調達により株式会社アスモの金融機関からの借入金の返済に75百万円を充当した後も450百万円程度の借入金が残ることとなります。当社は、当該借入金に対して親会社として債務保証を行っていることから返済責任を有しておりますが、販売事業に経営リソースを集中させることで生み出される収益の範囲で十分に返済が可能であると考えております。

(注1) ファブレスとは、自社で生産設備を持たず、外部の協力企業に生産委託することを意味しております。

(注2) OEMとは、発注元企業のブランドで販売される製品を生産することを意味しております。

#### ② システム投資

当社の基幹システムは受発注業務及び販売管理を実施する「販売管理システム」と営業支援及び顧客管理を目的とした「顧客管理システム」があります。

「販売管理システム」は8年前に導入致しましたが、情報通信分野の技術の進展が著しいなかで、同システムは性能面・機能面で改善が必要な状況であり、決算業務等の様々な業務分野で非効率な面が生じていたことから、その更新が課題となっております。これまで、更新の計画の立案こそなされましたが、グループの財務状況から実施に移せぬまま現在に至っており、保守体制に関しても改善の余地がある状況となっております。

また、「顧客管理システム」においてはこの1月度より新システムを導入しましたが、「新規営業先のデータベースの改善」などの改善すべき点が多くある状況です。

「新販売管理システム」の導入には45百万円を見込んでおり、その効果により、決算体制の早期化・業務効率向上により、導入後5年間で62百万円程度の間接コスト削減を見込んでおります。

また、「新顧客管理システム」の上記改善は新規での営業活動が売上高に直結する当社グルー

プにとっては重要事項であり、更に営業生産性を高める「タブレット端末との連携」等を含め、15百万円のシステム投資を実施することにより、月4百万円程度の利益の拡大が図れるものと考えております。

なお、今回の資金調達により得られる資金のうち60百万円を上記2件のシステム投資へ充当する予定であります。

### ③ 売上規模拡大のための営業社員増員

当社グループの中核事業である情報通信機器販売事業において、営業社員の増員は売上規模の拡大に直結するため、ここ数年、新卒者を対象に毎期30名程度の新規採用計画を掲げて採用活動を行ってまいりましたが、採用実績が計画を下回っていることや、毎期一定程度の退職者もいることから、結果的に営業社員の増員が図れていない状況にあります。そのような状況の中で、平成25年7月22日からは、成長分野であるLED商材について「LED蛍光灯レンタルサービス」として販売を開始するなどしており、営業社員の増員は喫緊の課題となっております。

そのため、採用活動の対象を新卒者に限らず既卒者ほかにも拡大させ、新たに30名程度の営業社員の増員に向けた取り組みを実行するとともに、入社後の社員教育にも力を注ぎ、社員の定着率を高めたいと考えております。

今回の資金調達により得られる資金のうち採用費用として17百万円（採用費用一人あたり566千円×30名）を、また入社後の社員教育費用として3百万円（一人あたり100千円×30名）を充当する予定です。これにより新たに採用する営業社員が「LED蛍光灯レンタルサービス」や既存製品・サービスの営業活動に従事できるよう早期に育成し、売上規模の拡大を目指してまいります。

### ④ 同業他社のM&Aや新規加盟店開発

当社は、平成18年10月に株式会社アレックシステムサービスのM&A（同社株式を取得して子会社化）を実施し、平成21年4月1日に同社を吸収合併いたしました。以降現在に至るまで、同社の活動基盤であった現東日本支社・前橋支店は堅調な実績を上げております。その成功体験もあり、中核事業である情報通信機器販売事業の売上規模を拡大させる施策として、同業他社のM&Aは非常に有効な手段であると考えております。また、M&Aの相手方にとっても、当社の連結子会社である大連レカムのBPOを活用したローコストオペレーションの提供や重複する管理業務の統合などによるコスト削減効果も享受することができ、スケールメリット以外のシナジー効果も得ることが出来ます。また、情報通信機器販売事業においてフランチャイズ加盟店の売上高が4割強を占めていることから、フランチャイズ加盟店の新規開拓は売上規模の拡大に直結します。以上のことから、今後、積極的に候補先の調査を実施のうえM&Aを実現させるとともに、販売チャネルにおけるフランチャイズ加盟店の新規加盟店開発も改めて強化することによって、売上規模の早期拡大と更なる成長を遂げたいと考えております。

今回の資金調達により得られる資金のうち56百万円をM&A費用に（売上高800百万円～1,000百万円規模の会社の取得を想定しております。）、また、14百万円を新規加盟店開発費用（加盟店支援部門の強化費用、募集広告費、ヘッドハンティング会社の活用費用）にそれぞれ活用する予定です。それにより、情報通信機器販売事業の売上規模を1,000百万円～1,500百万円程度拡大させられるものと考えております。

なお、今回調達の資金がM&Aに充当されなかった場合は、金融機関からの借入金の返済に充てる考えであります。

## (2) 調達する資金の額及び資金の用途等

### ① 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
267,836,400円	17,836,400円	250,000,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年8月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬6百万円（藍澤証券株式会社に対するファイナンシャルアドバイザー報酬）、その他諸費用11.8百万円（弁護士報酬2百万円、登記費用2百万円、各口座管理機関への事務手数料等7.8百万円）からなります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## ② 調達資金の使途

本新株予約権の行使比率を 100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
① 事業再編コスト (情報通信機器製造事業からの撤退)	100,000,000 円	平成 25 年 9 月～平成 25 年 12 月
② システム投資	60,000,000 円	平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月
③ 営業社員増員 (採用費用・教育費用)	20,000,000 円	平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月
④ M&A 費用・新規加盟店開発費用	70,000,000 円	平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月

- (注) 1. 当社は、本新株予約権無償割当ての行使比率が 100%に達しない場合には、①事業再編コスト (情報通信機器製造事業からの撤退)、②システム投資、③営業社員増員 (採用費用・教育費用)、④M&A 費用・新規加盟店開発費用の順に優先的に資金を使用してまいります。
2. 資金使途①及び②にかかる資金調達額 (160,000,000 円) が調達されなかった場合においては株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討してまいります。一方、資金使途①及び②にかかる資金調達額が調達された場合においては、比較的優先度の高い資金使途にかかる資金が調達されていることから、改めて資金調達を試みるのが適当かどうかを含め慎重に検討してまいります。
3. 今回調達した資金について、上記①から④の資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

## (3) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様様の利益に配慮しつつ、かつ上記「(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

### ① その他の資金調達方法の検討について

#### A. 金融機関からの借入れ

平成 25 年 9 月期第 3 四半期末において 20 百万円の債務超過にある財務状況などから、新たに借入れを行うことのできる金融機関を見出すことは簡単ではなく、また、国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから、金融機関からの融資よりも資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと考えております。

#### B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、当社の信用力が不足していることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多いこと等のために、当社の希望を満たす資金調達額及びスケジュールでの公募引受けを検討いただける証券会社が見出せていないこと、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希釈化の影響等を鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、(i)割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、(ii)本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額 (詳細については下記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等」参照。) 及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の持分の希釈化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

#### D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希釈化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希釈化の影響の観点では

必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

#### E. ライツ・オフアリング（コミットメント型）

ライツ・オフアリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使用することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフアリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。いわゆるライツ・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当することから、証券会社数社に対しコミットメント型ライツ・オフアリングの引受けの可能性について打診を重ねたところ、現状において、国内におけるコミットメント型ライツ・オフアリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多いこと等のために、当社の希望を満たす資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討いただける証券会社を見出すことは難しいことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

### ② 本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

#### A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様に保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

#### B. 株主様の株式価値希釈化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使用することによって、各株主様の株式価値の希釈化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希釈化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希釈化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様への利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

#### C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることを期待されております。

（デメリット）

#### A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本書及び本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL：<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただくことで、対処してまいる所存です。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成し

つつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

### 3. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達方法により調達した資金につきましては、上記「2. 本新株予約権無償割当ての理由（2）調達する資金の額及び資金の使途等 ② 調達資金の使途」に記載した資金使途を予定しており、有利子負債の圧縮によるバランスシートの改善、システム投資や営業社員の増員等により収益力の拡大を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本件は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

### 4. 発行条件等の合理性（権利行使価額及びその算定根拠）

本新株予約権の1個当たりの割当株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）を勘案して決定いたしました。

その結果、割当株数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、1,200円に設定いたしました。

本新株予約権の行使価額である1,200円は、本新株予約権の発行決議日前日である平成25年8月8日の東京証券取引所における当社普通株式の株価終値である2,397円に対して50.06%、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値2,578円に対して46.55%、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値2,571円に対して46.67%、直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値2,227円に対して53.88%にあたります。

上記のとおり、行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていることなどを総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であるとと考えております。

### 5. 既存株主の等の動向

上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、本日以降、当社にて確認が出来次第、速やかに開示いたします。

### 6. 今後の見通し

本資金調達方法による平成25年9月期の連結業績予想に与える影響は現在精査中です。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が確定次第速やかに開示いたします。

### 7. ライツ・オフリングの日程

日程	内容
平成25年8月9日（金）	取締役会決議 有価証券届出書提出
平成25年8月17日（土）	有価証券届出書による届出の効力発生日 （予定）
平成25年8月20日（火）	株主確定日 ※本新株予約権の割当対象とする株主の確定日
平成25年8月21日（水）	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成25年9月3日（火）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日（予定）
平成25年9月19日（木）から平成25年10月18日（金）まで	本新株予約権の権利行使期間
平成25年9月26日（木）から平成25年9月30日（月）まで	決算期末による振替機関の本新株予約権行使取次ぎ停止期間 ※各証券会社における本新株予約権行使請求の受付停止期間は、各お取引先証券会社にご確認下さい。



日程	内容
平成 25 年 10 月 11 日（金）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）

## 8. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### (1) 潜在株式による希釈化情報

平成 25 年 8 月 9 日（金）現在における当社の発行済株式数は 223,327 株であり、そのうち自己株式数は 130 株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は 223,197 株であります。したがって、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は 99.9%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成 25 年 8 月 20 日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成 25 年 9 月 4 日（水）頃に、本新株予約権割当てに関する通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値及び持株比率の希釈化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、当該希釈化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。

ただし、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値及び持株比率について希釈化が生じる可能性があり、また、本新株予約権を市場等で売却されなかった場合、当該希釈化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

### (2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 8 月 9 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	223,327 株	100.0%
現時点における潜在株式数	9,080 株	4.1%
現時点における自己株式数	130 株	0.1%
本新株予約権に係る潜在株式数	223,197 株	99.9%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

### (3) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた売却の何れかの方法がございます。

具体的な手続きにつきましては、平成 25 年 8 月 9 日公表の「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）をご参照下さい。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にごございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、(i) 外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要がある外国の当局に対する登録等の手続きに係る費用及び時間が極めて大きな負担となること (ii) 一般的によく知られている米国証券法以外にも、可能性としては、米国の証券法と同等かそれ以上に厳格な規制を採る海外の法制が存在していることはあり得ることであり、仮にそのような海外規制が存在する場合、当該規制の適用を回避する必要があることは、米国証券法の場合と何ら変わりなく、しかも、そもそもそうした海外規制が存在しているかどうかということは詳細な法的調査をしなければ確たることは分からないため、そうした海外規制の適用を確実に避けるためには、本件で適用があり得る海外の証券法制を網羅的に確認し、問題となるのが米国の証券規制だけであるという裏付けを取ることが必要になりますが、このようなことは現実的には非常に困難であり、円滑な資金調達に支障を来す結果となること (iii) 本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、当社は、上記の検討に当たり、TMI 総合法律事務所から法的助言を受けるとともに、当社の顧問である福岡・三和法律事務所（東京都港区 弁護士福岡智人氏）より、当該制限が会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないと解するこ

とができる旨の法律意見書を取得しております。

#### ※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

本件について例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（電話番号：03-5357-1429）までお電話で相談ください。なお、当社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

#### （4）本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、平成25年8月9日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）をご参照下さい。

また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

### 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### （1）最近3年間の業績

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
売上高（千円）	5,469,185	4,990,935	4,423,578
営業利益（千円）	1,850	23,059	24,898
経常利益（千円）	△20,642	8,172	14,410
当期純利益（千円）	△316,518	14,057	25,917
包括利益（千円）	—	13,565	21,636
純資産額（千円）	94,605	115,328	137,481
総資産額（千円）	1,764,810	1,664,739	1,671,400
1株当たり純資産（円）	419.68	472.01	593.56
1株当たり当期純利益（円）	△1,418.11	62.98	116.17
1株当たり配当金（円）	0	0	0

#### （2）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### （3）最近の株価の状況

##### ① 過去3年間の状況（期末）

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
始値（円）	2,850	2,400	1,485
高値（円）	5,400	3,990	3,145
安値（円）	2,200	1,465	1,199
終値（円）	2,450	1,549	1,720

② 最近6ヶ月間の状況

	平成25年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値 (円)	1,950	1,757	1,809	2,135	3,050	2,200
高値 (円)	1,950	1,825	2,570	2,546	5,150	2,997
安値 (円)	1,601	1,650	1,650	1,803	2,007	2,200
終値 (円)	1,757	1,760	2,145	2,546	1,877	2,581

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年8月8日
始値 (円)	2,320
高値 (円)	2,398
安値 (円)	2,320
終値 (円)	2,397

以上

## ※ご注意

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第10回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書及び平成25年8月9日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

## 【ご参考】

### 第 10 回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

レカム株式会社第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により、平成 25 年 8 月 20 日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

#### 3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数

#### 4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成 25 年 8 月 21 日

#### 5. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式 1 株とする。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,200 円とする。

##### (3) 本新株予約権の行使期間

平成 25 年 9 月 19 日から平成 25 年 10 月 18 日までとする。

##### (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

##### (6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

##### (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

#### 6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

#### 7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

#### 8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

## 9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

## 10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

## 11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

## 12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上